

月次総会議事録

令和7年(第4回)加古川市農業委員会月次総会
令和7年4月24日(木)

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

10 都倉 澄子

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主査	橋本 英

農林水産課

課長	松尾 好起	副課長	前田 直人
農政係 係長	有川 幸代	主事	猿木 真吾

現地調査(東地区)

4月18日(金) 午前10時から

馬田会長、前田農地委員長、庄司委員、柳委員 事務局4名

現地調査(西地区)

4月18日(金) 午後1時10分から

馬田会長、橋本委員、井相田委員、柿本委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第4回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、7番 橋本 未弘 委員、8番 前田 祥道 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第41号を議題といたします。
議案第41号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町友沢 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

2 加古川町大野 [] 外5筆 計 [] 平米。 [] さんから、 [] 株式会社へ。新設農家、賃貸借権設定。
議案書2ページをご覧ください。

3 平岡町中野 [] 外4筆 計 [] 平米。 [] さん 外1名から、 [] さんへ。

4 上荘町国包 []、 [] 平米、 [] さんから、 []

■さんへ。

5 上荘町井ノ口 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さんから、
■ さんへ。

6 東神吉町神吉 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さんから、
■ さんへ。新設農家。
議案書3ページをご覧ください。

7 西神吉町大国 ■ 外2筆 計 ■ 平米。 ■ さんから、
■ さんへ。

8 西神吉町大国 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さん
外1名から、 ■ さんへ。

9 志方町志方町 ■ ■ 平米、 ■ さんから、 ■ さん
へ。

10 志方町志方町 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さん
から、 ■ さんへ

議案書4ページをご覧ください。

11 志方町志方町 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■
■ さんから、 ■ さんへ。

12 志方町細工所 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さん
から、 ■ さんへ。新設農家。

13 志方町西中 ■ ■ 平米。 ■ さんから、
■ さんへ。

14 志方町西中 ■ ■ 平米。 ■ さんから、 ■
さんへ。

議案書5ページをご覧ください。

15 志方町西中 ■ 外1筆 計 ■ 平米。 ■ さん 外1
名から、 ■ さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

新設農家4件について、2番については以前農業経営を行っていたこと、6番および12番については取得面積が小さいこと、10番については以前から申請地で耕作しておりこのたび名義変更するための申請であったことものです。いずれも地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、4件とも新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～5ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第41号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第41号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第42号を議題といたします。

議案第42号の12件については、3月11日から4月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第43号を議題といたします。

議案第43号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。店舗用地。建築許可申請併願。

2 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。店舗用地。建築許可申請併願。

3 西神吉町岸■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。使用貸借権設定。一部転用。建築許可申請併願。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月18日、調査者は、馬田会長、橋本委員、井相田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第43号の1番および2番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が分筆田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第43号の3番。申請の土地の位置は岸の南西、現況は宅地及び稲作あと。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第43号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第43号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第43号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第44号を議題といたします。

議案第44号の5件については、3月11日から4月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第45号を議題といたします。

議案第45号の12件については、3月11日から4月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第46号を議題といたします。
議案第46号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第46号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 平岡町山之上■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■
■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、庄司委員と私、事務局4名の、合計7名で実施しました。

議案第46号の1番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第46号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第46号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第46号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第47号を議題といたします。
議案第47号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第47号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町石守三丁目 []、 [] 平米。 [] さん、平成15年9月より。

2 八幡町下村 []、 [] 平米。 [] さん、昭和55年頃より。

3 八幡町船町 []、 [] 平米。 [] さん、昭和7年頃より。

4 平荘町一本松 []、 [] 平米。 [] さん、昭和52年頃より。

議案書20ページをご覧ください。

5 東神吉町升田 [] 外1筆、計 [] 平米。 [] さん、昭和34年より。

6 神野町神野 [] 外2筆、計 [] 平米。 [] さん、昭和55年頃より。

いずれの案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8～9ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月18日、調査者は、大形推進委員と私の2名で実施しました。

議案第47号の1番。申請の土地の位置は石守3丁目の北。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番、3番および6番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、柳委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第47号の2番。申請の土地の位置は下村の東。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第47号の3番。申請の土地の位置は船町の中。現況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

次に、議案第47号の6番。申請の土地の位置は神野の西。現況は道路となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番並びに5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月18日、調査者は、馬田会長、橋本委員、柿本委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第47号の4番。申請の土地の位置は一本松の南。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、都倉正委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第47号の5番。申請の土地の位置は升田の中。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第47号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第47号について、承認して異議ござい

ませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第47号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第48号を議題といたします。
議案第48号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第49号を議題といたします。
議案第49号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第49号 農用地利用集積等促進計画案について意見を求めること
議案書22ページ、審議参考資料10から17ページをご覧ください。
この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町下村、野村、宗佐、船町、上西条、中西条、上荘町井坂、志方町上富木の計8地区において、合計430筆、450,356平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、すべて公告日から、令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者は、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第49号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第49号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第49号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人 ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第50号を議題といたします。
議案第50号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の原田と申します。

説明に入ります前に、審議参考資料18ページの年間農業所得の5年後の目標について、■■■■万円から■■■■万円に訂正願います。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法 第12条 第1項 に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第50号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案24ページ及び審議参考資料の18ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市上荘町都染■■■■。申請者は、■■■■様です。■■■■様は、認定新規就農者として認定されておりましたが、このたび認定農業者になるため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案25ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、水稲です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稲(種子)の現状は、作付面積256a、生産量15,872kgで、目標は、作付面積256a、生産量15,872kgです。水稲(慣行)の現状は、作付面積50a、生産量2,400kgで、目標は、作付面積78a、生産量3,744kgです。水稲(農薬不使用)の現状は、作付面積48a、生産量2,592kgで、目標は、作付面積88a、生産量4,752kgです。

続きまして、議案26ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関

する現状と目標・措置について、現状は稲作販売のみですが、目標は、販路拡大、耕作面積の拡大に合わせた効率化のための農機具の購入、有機農業の推進、有機生産物の農産者拡大としています。次に、④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現状は、データ管理ができていないとのことですが、目標は、顧客管理の効率化・マーケティングの情報収集及び情報発信、簿記記帳等の管理簡素化、有機米生産物の加工品による価値を上げ、加古川の特産品としてブランド化するとしています。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状は、就業規則等を設けていませんが、目標として、事業拡大による人材確保のための就業規則の確立、担い手育成に向けた教室・講習会の開催、経営・生産に関わる親族間の継承としています。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状は、今までは資金補助、助成金等を知ろうとせず、自己資金で経営していたことで収益がほぼありませんでしたが、目標は、関係機関と連携し、多岐にわたる情報とアドバイス、サポートを受けながら経費負担を軽減し、農業経営を次世代に繋げたい、としています。

以上で説明を終わります。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。

4月21日月曜日に実施した、■■■■さんの農業経営改善計画に関するヒアリングの内容についてご報告いたします。

ヒアリングには、申請者の■■■■さんご本人とご主人が来られ、丸山副会長と私、事務局と農林水産課からそれぞれ職員2名が同席しました。

■■■■さんは、令和3年7月に認定新規就農者となり、この4月で期間が満了したことから、ステップアップとして認定農業者となるべく、この申請を出されました。

■■■■さんは、親族の農地で水稻を行っています。種子圃場での作付けを中心に、農業をほとんど使わない有機的農法も行っておられます。ある程度軌道に乗ってきたことから、今後は作付面積も少しずつ増やしていく予定で、それに伴って農業機械やデータ管理用のパソコン等も購入したいとのことでした。また、有機加工食品を作って農業経営を改善し、若い世代の方々にやってみたいと思ってもらえるようなことをしていきたいとおっしゃっていました。ご自身がメインでされていますが、家族にも手伝ってもらいながら営農していく計画となっています。

年齢も50代で、営農意欲もありますが、補助制度のことをあまり知らなかったとおっしゃっていました。認定農業者となるのを機に、制度のこと

も知っていただき、今後上荘地区の担い手の1人として活躍してもらいたいと思います。

営農意欲を含め、ヒアリングした結果、適正な計画と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第50号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 意見がないようですので、この案件について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第50号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。事務局着席。)

議長 次に、議案第51号を議題といたします。
議案第51号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書28ページから32ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成されたものです。生産拠点が本市のほか神戸市にもあったことから、兵庫県知事あてに申請があり、兵庫県から本市へ意見照会があったもので、その審査にあたって、市長から農業委員会へ諮問があったものです。

計画内容については、事務局から申請者の代表者に対して電話によるヒアリング、また地元委員が内容の確認を行ったところ、加古川市内では事業内容に大きな変更はなく、計画内容が適正であることを確認しました。

県への回答期限が3月17日となっていたため、3月14日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第51号については、報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これ

にて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時8分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年4月24日

署名委員 (7 番)

署名委員 (8 番)